

計算書類

第 72 期

自 2020 年 10 月 1 日

至 2021 年 9 月 30 日

マ ル ホ 株 式 会 社

大阪市北区中津一丁目5番22号

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	104,682	流動負債	16,885
現金及び預金	53,100	買掛金	4,118
売掛金	28,214	未払金	5,260
商品及び製品	12,530	未払費用	937
仕掛品	4,319	未払法人税等	2,005
原材料及び貯蔵品	3,749	預り金	90
前払費用	140	賞与引当金	3,564
関係会社短期貸付金	946	返品調整引当金	12
その他	1,680	その他	893
固定資産	49,892	固定負債	1,105
有形固定資産	18,185	役員退職慰労引当金	914
建物	11,803	資産除去債務	190
構築物	247	その他	0
機械及び装置	3,733	負債合計	17,990
車両運搬具	7	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	924	株主資本	136,634
土地	863	資本金	382
建設仮勘定	605	利益剰余金	136,252
無形固定資産	5,817	利益準備金	95
ソフトウェア	1,265	その他利益剰余金	136,156
販売権	3,010	固定資産圧縮積立金	13
その他	1,540	別途積立金	119,760
投資その他の資産	25,889	繰越利益剰余金	16,383
投資有価証券	2,409	評価・換算差額等	△50
関係会社株式	14,255	その他有価証券評価差額金	△88
関係会社出資金	285	繰延ヘッジ損益	38
関係会社長期貸付金	441		
長期前払費用	61		
前払年金費用	2,621		
繰延税金資産	4,198		
その他	1,617	純資産合計	136,583
資産合計	154,574	負債純資産合計	154,574

損益計算書

(自 2020年10月 1 日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		87,033
売上原価		26,401
売上総利益		60,631
返品調整引当金繰入額		10
差引売上総利益		60,621
販売費及び一般管理費		38,875
営業利益		21,746
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	6	
業務受託料	18	
受取手数料	16	
受取賃貸料	12	
受取保険金	14	
その他	33	120
営業外費用		
支払手数料	7	
為替差損	20	
その他	6	35
経常利益		21,831
特別損失		
固定資産除売却損	4	4
税引前当期純利益		21,827
法人税、住民税及び事業税	2,321	
法人税等調整額	3,363	5,684
当期純利益		16,142

株主資本等変動計算書

(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		評価・換算差額等 合計
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計					
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	382	95	13	113,360	6,774	120,243	120,625	302	36	339	120,965
当期変動額											
剰余金の配当					△133	△133	△133				△133
別途積立金の積立				6,400	△6,400	—	—				—
当期純利益					16,142	16,142	16,142				16,142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△391	1	△390	△390
当期変動額合計	—	—	—	6,400	9,608	16,008	16,008	△391	1	△390	15,618
当期末残高	382	95	13	119,760	16,383	136,252	136,634	△88	38	△50	136,583

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの…………… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売

却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17年～50年

機械及び装置 7年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

販売権 5年～7年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 返品調整引当金

将来の商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した返品に伴う損失見込額を計上しております。

(4) 事業構造改善引当金

米国事業の構造改善に伴い今後発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時において、全額を損益処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………為替予約取引
 - ヘッジ対象……………外貨建買掛金、外貨建未払金及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針
 - 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
 - 為替予約は取引の重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ効果が極めて高いことから、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用
 - 連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
 - 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症による影響は、世界的な感染拡大により予断を許さない状況となっており、収束時期を正確に見通すことは現状困難であります。当社では、当事業年度末時点で入手可能な情報をもとに、2022年9月期以降の一定期間に渡り、当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損、関係会社株式の評価、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 14,255百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、投資先の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、その回復可能性を十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、帳簿価額の実質価額を超過した額を評価損として計上しております。なお、実質価額の回復可能性の判断は将来計画を用いて行っております。翌事業年度において関係会社の業績が仮定と大幅に異なる場合には、追加の評価損や引当が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 37,574百万円

2. 保証債務
関係会社の金融機関からの借入債務に対し債務保証を行っております。
立山製薬工場株式会社 785百万円
関係会社の不動産賃貸借契約に対し未経過賃借料の債務保証を行っております。
Maruho Medical, Inc. 20百万円

3. 貸出コミットメント契約(貸手側)
当社は、立山製薬工場株式会社及びコーセーマルホファーマ株式会社との間に極度貸付契約を締結しております。
当該契約に係る貸出未実行残高等は、次のとおりであります。
貸出極度額の総額 5,683百万円
貸出実行残高 1,387

差引額 4,296

4. 貸出コミットメント契約(借手側)
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、3取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。
これらの契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。
貸出コミットメントの総額 10,000百万円
借入実行残高 -

差引額 10,000

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 1,366百万円
長期金銭債権 441
短期金銭債務 429

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	4,403百万円
営業取引以外の取引による取引高	27

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、研究開発費及び賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、繰延ヘッジ損益等であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Maruho Medical, Inc.	所有 直接100%	役員の兼任	増資の引受 (注)	1,659	—	—

(注) 同社が行った増資合計15,747千ドルを全額引き受けたことによるものであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	17,852円41銭
1株当たり当期純利益	2,109円97銭

計算書類に係る附属明細書

第 72 期

自 2020 年 10 月 1 日

至 2021 年 9 月 30 日

マ ル ホ 株 式 会 社

大阪市北区中津一丁目5番22号

目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
有形固定資産	建物	12,340	315	0	852	11,803	14,388	26,192
	構築物	278	—	—	30	247	475	722
	機械及び装置	4,405	484	0	1,155	3,733	14,508	18,242
	車両運搬具	11	2	0	6	7	62	69
	工具、器具及び備品	1,029	460	0	564	924	8,139	9,063
	土地	863	—	—	—	863	—	863
	建設仮勘定	352	1,541	1,288	—	605	—	605
	計	19,281	2,803	1,289	2,609	18,185	37,574	55,759
無形固定資産	ソフトウェア	1,387	364	2	483	1,265		
	販売権	4,295	522	—	1,806	3,010		
	その他	1,324	789	399	174	1,540		
	計	7,006	1,676	401	2,464	5,817		

(注) 固定資産の重要な増加

百万円

建物	長浜工場 管理棟・PP棟の改修工事	252
機械及び装置	彦根工場 M6060充填設備導入	407
販売権	M6060 マイルストーン	522
その他無形固定資産	CRM 構築費用	394

2. 引当金の明細

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
賞与引当金	3,384	3,564	3,384	3,564
返品調整引当金	2	12	2	12
事業構造改善引当金	241	—	241	—
役員退職慰労引当金	858	66	10	914
関係会社事業損失引当金	475	—	475	—

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
説明会費	254	
宣伝用印刷物	496	
営業広告費	2,656	
販売手数料	196	
ロイヤリティ	1,188	
荷造運賃	242	
保管料	472	
販売費その他	138	
寄付金	176	
旅費交通費	528	
車両費	447	
通信費	149	
消耗備品費	253	
支払報酬	998	
事業税(付加価値割・資本割)	394	
調査費	504	
研究費	759	
研修費	128	
業務委託費	1,329	
EDP費	1,518	
地代家賃	614	
減価償却費	2,414	
研究開発費	12,092	
経費その他	527	
役員報酬	308	
給与手当	5,205	
賞与	674	
賞与引当金繰入額	2,350	
役員退職慰労引当金繰入額	66	
役員賞与	73	
退職給付費用	△ 471	
法定福利費	1,189	
社宅費	351	
人材派遣費	371	
人件費その他	270	
計	38,875	

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

マルホ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大谷博史 (印)

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 村上育史 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルホ株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上